

第4章 施策の展開（案）

基本目標 1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

平成30年4月に施行された社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備、②住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要であると定められています。

市民の暮らしを支えるために、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉など、各分野に共通するサービスを横断的に提供できる仕組みづくりや、複合的な課題や制度の狭間の問題に対応するための相談支援の体制づくりなどを推進します。

方向性 1 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

■現状と課題

従前より「介護」や「子育て」などに課題を抱える世帯や、生活に困窮する世帯はありましたが、昨今は、複合的な課題を抱えるケースも増加しています。例えば80代の親と50代の働いていない独身の子どもが同居する世帯、介護と育児の課題を同時に抱える世帯など、生活に困窮するほかにも多様な問題に陥っているケースが増えてきています。

こうした複合的な課題を抱えるケースの解決に向けて、福祉関係の領域のみならず、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、住居、家計、権利擁護、多文化共生など多様な分野で横断的な体制を構築する必要があります。

また、分野横断的な体制を構築するには、行政のみならず、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体やボランティア組織、NPO など市内で活動する関係機関や関係者の協力が必要になることから、連携する体制づくりを検討する必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【福祉のまちづくりに向けた、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか】では、「福祉の問題についても、行政と住民が協働して、取り組むべきである」が43.6%と最も割合が高く、団体アンケートの設問【地域における福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項】では、「支援関係機関間の連携」が23.2%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる重層的な支援体制の構築を目指します。

◎市の主な取組

①重層的支援体制整備事業の検討 福祉相談課

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について検討していきます。

②生活困窮者自立支援 福祉相談課

生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給などの各種支援を実施します。

③地域包括ケアシステムの深化・推進 長寿はつらつ課

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、下記の事業を行います。

包括的支援事業として、地域包括支援センターに高齢者等の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を委託するほか、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議運営事業、認知症総合支援事業を行い、任意事業として、高齢者虐待防止事業や、成年後見制度利用支援事業等を行います。

④児童虐待への対応 こども未来課

要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を定期開催し、体制づくりや情報共有など関係機関との連携強化を図るとともに、個別支援会議を適宜開催し、児童虐待対応に取り組めます。

⑤市民参画と協働による地域づくりの促進 政策企画課

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に関与する活動に取り組む担い手を育成します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	563件	600件
地域包括支援センターの数	5か所	7か所

◎社協の主な取組

①関係機関との連携

地域ケア会議、生活支援コーディネーター会議等に参加し、関係機関との連携を図ります。また、地域住民や様々な団体と協働し、地域のニーズや課題を共有し、解決策について共に考え

ます。

②身近な福祉圏域の検討

小地域での福祉活動を市民や関係機関と共に進めてきた従来のエリアを参考にしつつ、現存する市内の圏域について情報を集約し、地域住民が身近に感じ、参画しやすい福祉圏域を調査・研究していきます。

③コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する支援や、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化を図り、地域住民の複合化・複雑化した課題について取り組むため CSW の配置を検討していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
各事業による情報交換	69件	100件
身近な福祉圏域の検討	—	2回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 地域団体等の活動に担い手として参加する。
- ・ 関係機関や地域団体等とつながり、顔の見える関係を築く。

《関係団体等》

- ・ 関係機関や地域団体等によって、情報交換をするなどネットワークづくりを進める。

方向性 2 相談支援体制の充実

■現状と課題

市では、平成30年度に福祉相談課を設置し、福祉の総合相談を、社協では平成29年度から福祉の総合相談を行っています。どちらも、相談の内容に応じて、既存の制度を活用した支援を行うほか、関係部署や関係機関を案内するなど、必要な支援に繋げるよう努めています。

また、高齢者の相談をはじめ、障害のある人の就労相談、こども相談、生活困窮者の相談など各分野における相談支援体制を整え、各担当で専門的に対応しています。

社協では他にも、管理運営する施設において、利用者本人及び家族等の相談ごとに日常的に対応しています。また、ボランティアセンターにおいては、ボランティアによる支援を受けたい人や支援したい人等からの相談にも対応しています。

今後は、中高年のひきこもり、若年性認知症、ごみ屋敷問題など福祉ニーズの多様化・複雑化によって、制度の狭間に陥っているケースや、複合的に分野をまたがる困難なケースも現れていることから、国が提唱するように、介護、障害、子ども、困窮に関する相談を一体的に、本人・世帯の属性にかかわらず包括的な相談支援体制を検討する必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【困ったことがあるとき、近所で気軽に相談できる人はいますか】では、44.7%の割合の人が「いない」と回答しました。

【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「相談支援体制の整備」が24.5%を占めており、団体アンケートの設問【すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと】では、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」が55.4%と最も割合が高くなりました。

■目指す姿

高齢者、障害のある人、子育て世帯など地域の住民の身近な困りごとの相談をはじめ、複合化・複雑化した相談に対応する包括的な相談支援体制の構築を目指します。

◎市の主な取組

①福祉の総合相談 福祉相談課

高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮などの福祉に関する相談に対応していきます。

②障害者相談支援 障害福祉課

指定特定相談支援事業所等が障害児者とその保護者に対し、必要なサービスや制度の案内を行うとともに、困りごとなどの相談に対応していきます。

③精神保健福祉相談 障害福祉課

主に精神障害のある人やその家族の困りごとなどに対して、精神保健福祉士が相談に対応していきます。

④障害者相談支援センター等による相談 障害福祉課

障害のある人に何か困りごとや相談ごとがあった場合には、障害者相談支援センターのほか、各施設職員、身体障害者・知的障害者相談員、精神保健福祉士、ケースワーカー等が対応していきます。

⑤高齢者総合相談 長寿はつらつ課

市と各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、高齢者や家族に対し相談体制の充実を図ります。

⑥子ども家庭総合支援拠点の整備 こども未来課

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行います。

⑦女性総合相談・DV相談 人権庶務課

それいゆぷらざ(女性センター)では、女性が抱える悩み事全般に関する女性総合相談と、配偶者やパートナーからの暴力に関するDV相談を行います。

⑧人権相談 人権庶務課

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的な人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

⑨消費生活相談 地域づくり支援課

消費者被害の未然防止・被害回復のために、消費生活相談員による相談を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉の総合相談件数	1,211件	1,400件

◎社協の主な取組

①特別な配慮が必要な子どもへの相談・支援

一人で悩むことがないように、相談ができる場があることを広く周知します。また、多様な相談に対応できるように関係機関との連携を深めます。

②身近な総合相談支援の充実

児童・高齢・障害等の専門機関と連携し、誰もが気軽に利用できる日常的な総合相談窓口の充実を図ります。

③ボランティア活動の相談・コーディネート推進

市内のボランティア情報を集約し、ボランティアをやりたい人とボランティアに来てほしい人をコーディネートします。また、ボランティア募集や団体の活動状況等をボランティアニュース・広報紙「社協あさか」・SNS等で発信し、ボランティア情報を必要としている人へ届けます。

④身近なボランティアの相談窓口の充実

ボランティアセンターの充実を図るため、ボランティアに関する相談や情報揭示が一体的にできるスペースを「ボランティアセンター」として確保するよう努めます。また、市内の公共施設、スーパーやドラッグストア等に、出張ボランティアセンターの設置について働きかけを行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
総合相談件数	23件	30件
ボランティア相談件数	78件	100件

◎地域でできること

《市民》

- ・ 困りごとがあれば市や社協に連絡する。
- ・ 地域の民生委員や隣近所で相談しやすい人に相談する。

《関係団体等》

- ・ 相談者からの相談を受け止め、行政や関係機関と連携し解決を図る。
- ・ 相談における情報交換や情報共有で連携する。

方向性3 保健医療・社会福祉サービスの充実

■現状と課題

市では、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスをはじめ、在宅医療及び各種介護サービスの提供に努めるとともに、母子保健における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、自殺予防対策の充実に向けた関係機関との連携、地域医療体制の整備、障害のある人の社会参加等を図る地域活動支援センター及び生活ホームにおける支援など、社会福祉サービスの支援に取り組んでいます。

社協では、管理運営する施設を中心に利用者の支援を行う中で、一人一人の状況・ニーズに応じて新たなサービスの利用を提案したり、他の専門機関との連携により、よりよいサービスの提供に努めています。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「保健・医療・福祉の連携」が21.7%を占めており、専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「高齢者世帯の生活支援」が20.7%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

高齢者、障害のある人、子ども・子育て世帯等が、必要な医療・社会福祉サービスを、安心して適切に利用できるまちを目指します。

◎市の主な取組

①地域活動支援センター及び生活ホームへの支援 障害福祉課

障害のある人の社会参加促進を図る地域活動支援センター及び社会的自立の助長を図るための生活ホームの運営費等に対し、補助金を交付します。

②介護サービスの基盤整備 長寿はつらつ課

介護サービスの基盤整備については、介護給付費とのバランスを図りながら、需要に合った施設を整備していくために、国が策定する基本方針に基づき、介護保険事業計画（第8期令和3～5年度、第9期令和6～8年度）の中で計画し、さらに、市で指定する地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営委員会に諮りながら整備を進めていきます。

③在宅医療・介護の連携強化 長寿はつらつ課

「自分が望んだ場所で望んだ暮らしの実現」「安心して療養できる地域」を目指し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療と介護が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供できる体制作りに取り組めます。

④保育士の雇用環境の改善 保育課

ハローワークや地域の保育団体、社協等と協力して、年に1回就職相談会を開催し、市内での保育所等への就職につなげていきます。また、保育士の処遇の改善を目的として、月額1万円の補助を行います。

⑤地域医療の確保 健康づくり課

医療機関が休診となる休日夜間においても、市民が医療機関で受診することができるように、医療体制の整備を図ります。また、地域医療体制の確立と保健衛生事業の推進に寄与することにより、市民の健康増進の拡充を図ります。

⑥各種健(検)診事業の促進 健康づくり課

乳幼児健康診査、がん検診、歯科検診など各種健(検)診事業として、受診ができる体制を図ります。また、健(検)診に関する情報を市民に周知し、疾患の予防及び早期発見につなげられるよう、取り組みます。

⑦妊娠・出産包括支援 健康づくり課

母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。

⑧自殺対策の推進 健康づくり課

朝霞市自殺対策計画に基づき、「誰もが支えあいつながりある朝霞を目指して」を基本理念に掲げ、自殺予防の視点を取り入れた形で関係部署と連携を図りながら予防に取り組みます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
地域密着型サービス事業所数	22か所	25か所
がん検診受診率 (女性特有:子宮頸がん、 乳がん受診率)	子宮頸がん 15.2% 乳がん 17.9%	子宮頸がん 50% 乳がん 50%
人口10万人当たりの 自殺死亡者数	14.9人	11.3人

◎社協の主な取組

①機関連携研修会

保健医療及び介護、障害者支援及びその他の社会福祉の推進に係る機関等が、それぞれの活動内容や機能を十分に理解するため、研修会を実施します。

②障害のある人の就労支援

障害者就労支援センターの取組として、埼玉県障害者雇用サポートセンターやハローワーク等と連携して障害のある人をサポートすることにより、地域で生活し、就労を通じて社会参加ができるよう、地域住民や事業所等に障害についての理解を深めていきます。

③社会福祉法人の連絡会議

市内の社会福祉法人に働きかけ、互いに顔が見える関係性を築き、地域福祉の推進を図ることを目的に連絡会議を開催します。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
機関連携研修会の実施	—	1回
社会福祉法人の連絡会議	—	1回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 自分に合った福祉のサービスを選べるように情報を収集する。
- ・ 地域の病院や介護サービス事業所等の情報を把握する。

《関係団体等》

- ・ 関係団体等が提供する福祉サービスについて、情報を共有し、利用者へ提供できる体制を整える。

方向性 4 権利擁護の推進

■現状と課題

市では、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加しているとともに、近年では、認知症高齢者や障害のある人も増加傾向にあることから、成年後見制度のパンフレットを作成し、制度の普及や活用を支援するほか市長申し立てによる支援を行っています。

また、高齢者をはじめ、障害のある人、子ども等が安心して地域で生活できるよう、虐待通報等への対応や、虐待防止のための研修会等を開催しています。

社協では、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）を実施し、高齢者・障害のある人が安心して地域で生活できるよう支援しています。また、各施設運営においても個人の尊厳に配慮した支援を行っています。

今後も、虐待事案への対応や支援などの充実を図るほか、成年後見制度の普及と活用など権利擁護を推進していく必要があります。

■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「子どもへの虐待防止対策」が17.8%を占めており、団体アンケートの設問【包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「支援を必要とする者の早期把握」が25.0%と最も割合が高くなりました。

■目指す姿

認知症高齢者、障害のある人、子ども等、自己の権利を表明することが困難な人たちの権利や尊厳を守ることができるまちを目指します。

◎市の主な取組

①成年後見制度の利用促進 障害福祉課・長寿はつらつ課

認知症、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護を要する場合で、身寄りの人がいない場合等、市長による審判請求や後見人等の報酬を助成します。

②障害者虐待の防止 障害福祉課（障害者虐待防止センター）

障害のある人への虐待について、相談、通報又は届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。

③高齢者虐待の防止 長寿はつらつ課

高齢者の虐待通報等に関する対応について関係機関との連携を図るとともに、虐待をより早期に発見し対応していけるように、市民と関係者などを対象とした研修の充実に努めます。

④児童虐待の防止 こども未来課

要保護児童対策地域協議会の代表者、実務者及び児童福祉施設等職員向けに研修を実施し関係機関との連携を図るほか、市民向けにセミナーを開催するなど虐待の防止に取り組みます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
成年後見市長申立て件数	障害のある人 3件	4件
	高齢者 6件	10件

◎社協の主な取組

①成年後見制度の理解・普及

日々の暮らしに不安を抱える、認知症高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていく一助となる成年後見制度の理解を目指し、市民を対象とした講座を開催します。

②虐待防止対策

社協が管理運営する施設に虐待防止のポスター等を掲示し、虐待防止の理解、啓発を図ります。また、施設利用者の様子を確認し、家族とコミュニケーションをとりながら状況確認を行い、必要に応じて関係機関に報告し、早期発見・抑制に努めます。

③福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

住み慣れた地域の中で、高齢者や障害のある人が、安心してその人らしく生活できるよう、多様な地域資源を活用しながら専門員による相談援助や生活支援員による定期訪問等の援助を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
成年後見制度の講座開催	—	1回
福祉サービス利用援助事業利用人数	11人	15人

◎地域でできること

《市民》

- 市民後見人制度を知るため、講座に参加する。
- 虐待が疑われる場面に遭遇したら、行政機関へ通報する。

《関係団体等》

- 成年後見制度が必要な人の異変に気づいたら、早期に相談機関につなげる。
- 虐待を未然に防ぐため、保護者等の悩みごとの相談を受けるようにする。

方向性5 生活困窮者等への支援の充実

■現状と課題

市では、生活困窮者等への支援として、自立相談支援、住居確保給付金の支給、学習支援を実施するほか、生活保護の適正な実施を確保するため、ケースワーカー、面接相談員、就労支援員を配置し、自立に向けた支援に努めています。

また、ひとり親世帯や生活保護世帯、生活困窮者等に対し、ハローワーク朝霞と連携し、一体的な就労支援を行っています。

社協では、生活資金に困っている人に対し、相談支援や福祉資金の貸し付けを行っているほか、他の社会福祉法人とともに地域のセーフティネットの役割を担っています。

今後も、生活困窮者等の自立を促すために、効果的な取り組みを推進します。

■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「子どもの貧困対策」が8.2%、「ひきこもりの人への支援」が7.2%、「生活困窮者への支援」が0.5%の割合でした。なお、自由意見では、「生活困窮者は、一目見ただけではわからないことが多いので、気をつけて見守りたい」という意見がありました。

■目指す姿

生活に困窮する人が、安心して自立に向けた支援が受けられるまちを目指します。また、生活に困窮する人を身近で見かけたときに、市や社協などにつなぐことができるまちを目指します。

◎市の主な取組

①生活困窮者自立支援（再掲） 福祉相談課

生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給などの各種支援を実施します。

②生活保護の適切な運営 生活援護課

ケースワーカー等が生活困窮者の相談を受け、利用可能な支援策について助言を行います。また、生活保護が必要な人には生活保護を適用します。生活保護受給者に対しては、適正な保護を実施するとともに必要に応じて自立助長を促します。

③生活困窮者等の学習支援 福祉相談課・こども未来課

ひとり親世帯や生活保護世帯等の生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に、高校への進学及び中退の防止等を目指し、学習支援事業を実施します。

④内職相談 産業振興課

家庭外で働くことが困難で内職を希望する人に対し、内職の相談・紹介を行うとともに、内職提供事業所の調査、開拓及び仕事提供の依頼を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	563件	600件
生活保護受給世帯の 高校等進学率	90.9%	100%
生活困窮等世帯の学習教室の 申込人数	26人	36人

◎社協の主な取組

①生活再建のための相談支援

生活困窮者自立相談支援機関(福祉相談課)との連携強化を図り、様々な社会資源や、その他の生活再建に必要な他制度を活用して、相談者の課題解決に向けて支援します。

②子どもの貧困対策に関わる団体への支援

地域で活動する子ども食堂や学習支援団体等に対して、助成金情報等を提供し、また、市民へ団体の活動を周知するなどの支援を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	92件	100件
子ども対象団体への支援	5回	10回

◎地域でできること

《市民》

- 生活に困った時は、市や社協の相談窓口を活用する。

《関係団体等》

- 地域の中で生活困窮者等の情報が寄せられた場合、市や社協等へ連絡する。
- 地域の中で貧困家庭を孤立させない。

方向性6 地域住民の交流の促進

■現状と課題

市では、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、身近な地域での交流やつながりづくりの取り組みを進めているほか、地域住民が交流できる拠点として、高齢者地域交流室、シルバーサロン、児童館、市民センター、公民館等を整備し、利用を促進するとともに、社協でも、地域の身近な集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人会食グループに対する助成を行うなど、交流や支え合い活動の支援を行っています。

今後も、引き続き、地域で活動するための拠点の整備をはじめ、交流を支援する取組を促進する必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【近所との付き合いを深めるためのきっかけとして、どのようなものが必要ですか】では、「気軽に集える場所」が33.1%と最も割合が高く、次いで「自治会・町内会・子ども会等」が32.2%の割合でした。

専門職アンケートの設問【地域福祉に関する活動への住民の参加促進のために優先的に取り組むべき事項】では、「住民等の交流会」が20.7%と最も割合が高く、【地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%で最も割合が高く、団体アンケートでも、21.4%の割合でした。

■目指す姿

住民同士が気軽に集い交流できる場が充実したまちを目指します。また、住民が行事やイベントなどに参加しやすく、交流が図れるまちを目指します。

◎市の主な取組

①総合福祉センターの利用 福祉相談課

総合福祉センターを利用することにより、高齢者、障害のある人及び児童の交流を促進します。

②老人クラブ会員による世代間交流 長寿はつらつ課

老人クラブ会員が児童館事業の「伝承遊び」の講師として指導することなどにより、世代間の交流を行います。

③生活支援体制整備事業の推進 長寿はつらつ課

生活支援コーディネーターにより、市内の地域課題や地域資源の把握を推進し、住民主体の協議体において地域課題の解決に向けて検討を進めるとともに、地域資源を可視化し、地域のニーズと円滑なマッチングや支援を進めます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民等の社会参加による助け合いの活動を促進し、生活支援体制や地域ネットワークの構築を推進していきます。

④生きがい活動の支援 長寿はつらつ課

高齢者地域交流室及びシルバーサロンの管理をします。また、高齢者地域交流室の効率的な運用方法について検討していきます。

⑤多文化共生への理解の促進 地域づくり支援課

異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、外国人市民を交えた交流会等の開催及び周知を行い、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

⑥地域団体間の交流・連携の促進 地域づくり支援課

自治会連合会が実施するコミュニティ活動や朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が主催する朝霞市民まつり「彩夏祭」などの開催について支援します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
協議体から波及した活動団体数	5団体	35団体

◎社協の主な取組

①地域住民の交流の機会の提供

住民が主体となって、より身近な地域で支え合う仕組みができるよう、社協が実施する事業を通じ、地域住民が互いに知り合い、交流できる機会を提供します。

②地域住民の交流の活性化

住民が主体となって、より身近な地域で交流が深まるよう、新たな集いの場の立ち上げや既存の集いの場の活性化を図ります。

③外国人への支援

市内で暮らす外国人への支援や多文化理解を深めるため、知る・学ぶ・交流する機会を設けます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
交流事業	72回	100回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 外国人市民を交えた交流会等に参加する。
- ・ 自治会・町内会や地域の活動団体へ加入し、地域活動に参加する。
- ・ 地域の交流の場に参加する。

《関係団体等》

- ・ 地域の活動団体同士の交流や連携を図る。
- ・ 新しい住民へ自治会・町内会への加入を働きかける。
- ・ 地域の活動団体が事業協力をする。
- ・ 地域の住民を団体の活動やイベントに勧誘する。

基本目標 2 思いやりと支え合いの心づくり

市民の暮らしを支える仕組みを効果的に機能させるため、市民の参加を促すための情報提供や参加の機会の提供、地域で活動する団体等への活動支援、人材育成などに取り組みます。

また、地域に暮らす高齢者や障害のある人などの社会的弱者への理解を深め、普段の生活の中で交流や見守りが促進されるよう取り組みます。

方向性 7 地域福祉に関する理解と参加の促進

■現状と課題

市及び社協では、地域福祉、防災、災害ボランティアなどをテーマとする講演会や懇談会等を開催し、地域のつながりや支え合いの意識を高めるよう取り組んでいます。

また、地域で活動する団体の情報やイベントなどの情報を、広報紙やホームページ等で周知・啓発を行っています。

今後も、より多くの市民が参加できる講座、講演会、イベントなどの機会を提供し、地域福祉への理解を深めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、ボランティア活動する機会があればやってみたいですか】では、「やってみたい」26.9%、「やってみたくない」11.9%、「どちらともいえない」50.2%の割合でした。

若者アンケートの設問【地域の活動・行事に参加したことがありますか】では、「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が27.1%と最も割合が高く、また、【参加しなかった理由は何ですか】では、「どのような活動があるか知らない」が45.0%と最も割合が高く、次いで「忙しくて時間がない」「参加するきっかけがない」が38.8%の割合でした。

■目指す姿

誰もが地域の一員である事を認識し、自分たちが暮らしやすい地域をつくるために、ボランティア活動等が促進されるまちを目指します。

◎市の主な取組

①地域福祉講演会の開催 福祉相談課

市民の福祉に対する理解と関心を深め、地域で共に支え合う意識を高める機会づくりを目的に、地域の生活課題等をテーマとする講演会を開催します。

②スポーツ・レクリエーションの集いの開催 障害福祉課

毎年7月の第一週に、障害のある人も、ない人も、誰もが楽しめるフライングディスクやボッチャなどのさまざまなスポーツを体験できるスポーツ・レクリエーションの集いを開催します。

③ふれあいスポーツ大会の開催 障害福祉課

障害のある人も、ない人も、一緒にスポーツを楽しみながら交流を図り、親睦を深めるふれあいスポーツ大会を開催します。

④市民参画と協働による地域づくりの促進(再掲) 政策企画課

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に関与する活動に取り組む担い手を育成します。

⑤市民活動の周知・啓発及び参加の促進 地域づくり支援課

市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、多くの人に市民活動に参加していただく機会の提供、市民活動の周知・啓発等を行います。

⑥スポーツの振興 生涯学習・スポーツ課

市民の親睦と健康増進を図り、あわせてスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するとともに、市民生活を明るく豊かにすることを目的として、スポーツイベント等を開催します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ふれあいスポーツ大会の参加者数	287人	290人
市民活動支援ステーションの延べ利用団体数	505団体	550団体

◎社協の主な取組

①ボランティア・実習生の受け入れ

地域福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受け入れを行います。また、児童館等において、子どもボランティア事業を実施し、福祉やボランティアに関わるきっかけ作りに取り組みます。

②出前講座の実施

地域の様々な団体、企業等に対し、身近な地域でいつでも福祉の活動を知る・体験することができるよう、積極的な情報発信を行います。

③ボランティア講座の開催

地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアニュースや社協のホームページ・ツイッター等の SNS を用いて広く発信します。また、地域福祉の担い手となる人材の育成を目的とした講座等、参加する側が選択できる様々な目的別の講座を開催し、講座後も継続的に参加者の支

援を行います。

④手話体験・要約筆記体験会の実施

聴覚障害に対する理解を深め、手話や要約筆記の普及を図ることを目的に、初歩的な手話や要約筆記を学ぶ場としての体験会を実施します。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア講座の開催回数	7回	10回
手話体験・要約筆記体験会開催回数	2回	3回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 市民講座や懇談会に参加する。
- ・ ボランティア団体や NPO 等の団体の活動に参加する。
- ・ 講座に参加し、得た知識や経験を地域に伝えていく。

《関係団体等》

- ・ 世代を超えて楽しく参加できる行事やお祭りを開催する。
- ・ チラシやホームページ等の多様な方法で、活動を周知・啓発する。

方向性 8 支え合い・助け合いの気持ちの醸成

■現状と課題

市では、社協とともに小中学生や教職員に対して、体験談を交えた福祉教育を行うほか、認知症のケアガイドブックの配布や、地域包括支援センターと認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、障害者差別解消法による合理的配慮を周知するほか、市民や企業を対象に人権研修を開催するなど、支え合い・助け合いの意識啓発に努めています。

社協では、地域懇談会や各種講座等において、日常的に身近な地域と関わりを持つことの重要性を啓発しています。

今後も引き続き、支え合い・助け合いの気持ちを醸成するための取り組みを進めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【どのようなボランティア活動をやってみたいと思いますか】では、「子どもの遊び相手」が18.8%で最も割合が高く、次いで「地域の自然を守る活動」18.6%、「災害時のボランティア活動」16.5%の割合で、このほか「高齢者・障害のある人の話し相手」12.7%、「買い物や病院等への車の送迎」8.0%、「外出の付き添い」6.3%、「身近な地域での声かけや見守り活動」9.6%の割合でした。

若者アンケートの設問【日常生活でニュースなどの情報をどのように入手しますか】では、「テレビ」が77.1%で最も割合が高く、次いで「インターネット」「SNS」が74.0%の割合でした。

■目指す姿

気軽に隣近所の人とあいさつを交わし、身近な支え合い・助け合いができるまちを目指します。また、福祉教育などを充実し、思いやりの心を育てていくことを目指します。

◎市の主な取組

①認知症への理解の促進 長寿はつらつ課

認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などを実施します。また、認知症ケアガイドブックを作成し配布することで、認知症のある高齢者等との接し方などの周知を図ります。

②学校における福祉教育の充実 教育指導課

小中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施します。また、福祉事業所と連携し、認知症サポーター養成講座を実施するなど、地域共生社会の実現に向けた教育を推進していきます。

③人権教育の推進 生涯学習・スポーツ課

市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権問題講演会等の各種人権教育研修会を開催し、人権尊重の意識を高め、人権感覚の育成に努めます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
認知症サポーター養成講座参加人数	1,100人	1,200人
福祉教育の実施学校数	15校	15校

◎社協の主な取組

①教職員対象の研修会の実施

小・中・高等学校の教職員と、地域の福祉教育に携わる人を対象に、具体的な事例や福祉体験等を取り入れた研修会を実施します。

②他機関と連携した福祉教育の実施

社協からの呼びかけにより、市内の施設等にも協力してもらい、子どもから大人までを対象とした地域づくりにつながる人づくりを目指す福祉教育を実施します。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
教職員向け研修会の開催	1回	1回
福祉教育の実施	50回	60回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 人権が尊重されるために、身の回りにある様々な人権課題を正しく理解する。
- ・ 講座や研修に参加し、支え合い・助け合いの気持ちを育む。
- ・ 福祉体験や学習の機会へ参加する。

《関係団体等》

- ・ 地域の人に講師として協力していただくなど、地域と連携して福祉教育を推進する。
- ・ 市民のボランティア活動を受け入れる。

方向性 9 地域での見守りの充実

■現状と課題

市では、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、地域で暮らす全ての人が安心して生活できるよう、地域包括支援センターをはじめ民生委員児童委員、自治会・町内会などと連携し、地域の見守り活動を行っています。

特に、単身等の高齢者が増えていることから、配食サービス、乳酸飲料配布事業、緊急通報システム事業など、見守り支援体制の充実に努めています。

また、児童・生徒のもしもの時の駆け込み場所である「青少年を守り育成する家」の設置に努めています。

社協では、既にボランティア等の地域の活動に参加している人には活動以外の時にも地域を気にして継続的に見守ってもらうことを啓発しています。また、特に活動していない人でも日常生活の中で何かのついでで気軽にできる地域の見守りがあることを周知しています。

今後も、地域の関係者による見守り事業を充実していくほか、活動にご協力いただける人材の育成や団体等と連携していく必要があります。

■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が20.7%と最も割合が高く、次いで、「子どもへの虐待防止対策」17.8%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が15.9%の割合でした。

■目指す姿

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、みんなで見守り、助け合えるまちを目指します。また、日頃から顔が見える、声をかけあえる関係を築けるまちを目指します。

◎市の主な取組

①民生委員児童委員の活動支援 福祉相談課

地域福祉の担い手である民生委員児童委員の活動を支援し、欠員地区の委員補充、現任委員のスキルアップなどに努めます。

②地域包括支援センターと関係機関の連携 長寿はつらつ課

地域包括支援センターと民生委員等関係機関が連携し、一人暮らしの高齢者等の見守り活動を随時行います。

③安心見守り支援 長寿はつらつ課

高齢者が安心して日常生活を送るために、緊急通報システム・安心見守り通報システム設置事業を、安否確認のために、配食サービスや乳酸飲料配付事業等を実施します。

④児童相談所等との連携 こども未来課

児童相談対応において、一時保護、児童福祉司指導などの権限を有する児童相談所をはじめとする関係機関と適宜、情報共有や協議など連携を図ります。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
民生委員児童委員 延べ活動日数	12,856日	14,400日
高齢者配食サービスの 延べ利用者数	3,044人	3,350人

◎社協の主な取組

①住民参加による見守り事業の推進・啓発

地域住民が主体となって見守り活動ができるよう、ボランティアや事業協力者、講座参加者自身が普段から見守りについて意識できるよう働きかけを行い、子どもたちの登下校時等の地域の見守りの目を強化します。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
見守り活動の啓発	—	20回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 普段から隣近所であいさつを交わし、顔の見える関係を築く。
- ・ 高齢者や障害のある人、子どもなどへの見守りや声掛けを行う。

《関係団体等》

- ・ 民生委員等、地域の福祉ネットワークを活用し、見守り活動を推進していく。

方向性 10 情報共有・発信の充実

■現状と課題

市では、介護サービスや子育てサービスなどに関するパンフレットを作成し、公共施設に設置するほか、ホームページに掲載しています。情報発信の手段としては、広報紙、ホームページ、ツイッター、掲示板など様々な媒体を使っています。

また、災害時を想定して避難行動要支援者台帳を作成し、社協、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センターなどと情報を共有しています。

社協では、広報紙、ホームページ、ツイッターのほか、施設・サービスごとの広報やパンフレットを用いて情報を発信しています。また、地域懇談会等の各種事業においても、市民に直接発信するよう努めています。

今後も、必要な福祉のサービスの情報を引き続き発信していくほか、個人情報の取り扱いを厳守し、情報の共有に努めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「わかりやすい福祉情報の提供」が51.5%と割合が最も高くなりました。

また、【福祉情報の入手先】としては、広報紙「広報あさか」が64.8%と割合が最も高く、次いで「朝霞市のホームページ」が37.0%、社協の広報紙「社協あさか」が28.1%の割合でした。若い年代になると、SNS で情報を入手すると回答した割合が高くなっています。なお、若者アンケートの設問【利用している SNS は何ですか】では、94.3%が LINE を活用しているという回答でした。

■目指す姿

必要な福祉サービスの情報が容易に入手することができるまちを目指します。また、災害時などに支援が必要な人の情報を共有し、支援していくまちを目指します。

◎市の主な取組

①多職種参加の地域ケア会議の実施 長寿はつらつ課

地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が携わっている個別ケースについて、アセスメントの効果的な方法や自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成のために、多職種と検討を重ね、支援能力の向上につなげていきます。また、個別事例の積み上げから見えてくる地域の共通課題を共有し、課題解決に向け、関係者間で調整、ネットワークの構築、新たな資源の開発、さらには施策をボトムアップで推進していきます。

②介護保険制度の周知 長寿はつらつ課

介護サービス等の情報について、様々な機会を通じ、市民に対し、よりわかりやすく、必要な情報の提供方法等について検討を図り、情報の公開を行います。

③子育て情報誌の作成 こども未来課

子育てに関する情報誌「あさか子育てガイドブック」を作成し、児童館や保健センター、子育て支援センターなどの交流拠点を紹介します。

④広報の充実 シティ・プロモーション課

行政情報施策及び行事等の情報を収集し、読みやすく編集した広報あさか（毎月1回）及び別冊（年1回）を作成・発行し、配布については市内全世帯へ配布する。また、市勢要覧、市民ハンドブックなど市政情報紙を発行するとともに、ホームページやツイッター、フェイスブック、掲示板、電光掲示板などで随時最新の情報を発信していきます。

⑤避難行動要支援者支援制度の推進 障害福祉課・長寿はつらつ課・危機管理室

災害時における避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成します。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
広報あさか配布部数	66,303部	68,000部
地域ケア会議（全体・圏域）の実施回数	31回	44回

◎社協の主な取組

①分かりやすい福祉情報の提供

誰もが必要なときに、必要な情報を得ることができるよう、社協広報紙やホームページ、SNS等を活用し、分かりやすい地域の福祉情報の提供に努めます。また、各種イベント等において、社協のサービスや福祉情報の発信を行います。

②メディア戦略の強化

社協広報紙等の既存の媒体に加え、SNSや新しいツールを弾力的に活用して、正確で即時性のある社協の情報や地域の情報を提供するため、メディア戦略の強化を図ります。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉の情報提供	SNS 194回 紙媒体 20回	SNS 250回 紙媒体 25回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 「広報あさか」や「社協あさか」を読み、福祉サービスの情報を得る。

《関係団体等》

- ・ 情報が届きにくい人へ、配慮したわかりやすい情報提供に努める。
- ・ 民生委員や地域包括支援センターなど関係団体等が福祉サービス等の必要な情報を共有しておく。

方向性 1 1 地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成

■現状と課題

市では、自治会連合会の活動と連携を図り、市民の自治会・町内会の加入率向上に努めています。また、民生委員児童委員協議会のほか各種団体の活動を支援し、活動の活性化や人材の育成に努めています。

社協では、ボランティアセンターを運営し、地域のボランティアの支援や団体の活動支援等に取り組んでいます。

しかし、自治会・町内会をはじめ、団体の大多数が、メンバーの高齢化や次代を担う人材の不足に悩まされています。

今後も、介護予防や障害のある人の支援、子どもの健全育成などの活動を行う団体に対し、活動の活性化や人材の確保・育成への支援が必要になります。

■アンケート等から

団体アンケートの設問【活動を行う上で困っていること】では、「リーダー（後継者）が育たない」が39.3%で最も割合が高く、次いで「メンバーの高齢化」37.5%、「新しいメンバーが入らない」33.9%の割合でした。

また、【団体の活動情報をどのように発信していますか】では、「メンバーなどによる口コミ」が66.1%で最も割合が高く、次いで「チラシやパンフレットの配布」が44.6%の割合でした。また、【団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか】では、「知り合いを通して」が41.1%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

地域の活動団体へ必要な支援を行うことにより、住民が身近な地域活動やボランティア活動等に参加し、地域福祉が充実するまちを目指します。

◎市の主な取組

①地域保健福祉活動振興事業費補助金の交付 福祉相談課

地域における保健福祉活動の振興を図るために、地域福祉の振興事業を実施している、または計画している各種地域団体に対しその事業費の一部を助成します。

②老人クラブへの支援 長寿はつらつ課

老人クラブ等への補助金交付による、運営の資金的サポートを実施します。

③介護人材の育成 長寿はつらつ課

介護職員の人材育成については、近隣市とも連携しながら研修を行い、介護人材確保及び人材育成の取り組みを進めていきます。

④生活支援コーディネーターによる地域活動団体支援 長寿はつらつ課

各地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとに課題や資源を把握すると共に、定期的に生活支援コーディネーターが集まり、地域活動団体への支援など、地域資源の新たな活用方法等を検討していきます。

⑤認知症総合支援 長寿はつらつ課

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

⑥青少年の健全育成 こども未来課

青少年健全育成団体（青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会、子ども会連合会）に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年健全育成啓発活動を実施します。

⑦心の健康づくりの推進 健康づくり課

社会情勢の変化等により、精神的なストレス要因の増大に伴う精神的不健康の増大に対し、ライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図ります。また、相談援助業務に携わる保健師等が精神保健に係る事例検討を通して、相談援助技術の向上を図ります。

⑧コミュニティ活動の活性化 地域づくり支援課

市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。

⑨コミュニティ活動への参加促進 地域づくり支援課

朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が主催する朝霞市民まつり「彩夏祭」の開催に対し、補助金の交付や事務局として積極的に支援していきます。また、彩夏祭を通して、朝霞市の文化に親しみ、ふるさと意識の醸成を図るために、市内小中学校に市民まつりの鳴子踊りの参加に係る費用を補助します。

⑩市民活動の活性化 地域づくり支援課（市民活動支援ステーション）

NPO 法人の新設や市民活動団体を実施する事業に補助金を交付します（市民活動団体支援補助事業）。また、地域活動の担い手となる人材の発掘、活動に参加することに繋がる機会、ボランティア団体と市民活動団体の交流や連携等を目的とした事業を実施します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
老人クラブ団体数	24団体	25団体
NPO 法人数	47	60

◎社協の主な取組

①福祉活動団体に対する活動支援

身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等に対して継続的な活動ができるよう助成等の支援を行います。また、団体と連携・情報共有し、地域福祉に参画する住民の増加や地域の活性化を図ります。

②手話講習会の実施

市からの受託事業の取組として、登録手話通訳者を育成するため、段階的に手話講習会を実施します。

③老人クラブに対する活動支援

高齢者が地域で楽しく豊かに生活できるように、老人クラブに対する活動支援を行います。

④ボランティア講座の開催（再掲）

地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアニュースや社協ホームページ・ツイッター等の SNS を用いて広く発信します。また、地域福祉の担い手となる人材育成を目的とした講座等、参加する側が選択できる様々な目的別の講座を開催し、講座後も継続的に参加者の支援を行います。

⑤地域活動団体間の交流事業

市民活動支援ステーションと共催で、市内で活動している地域活動団体の交流事業を実施します。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
登録手話通訳者数	10人	13人
ボランティア講座の開催回数 （再掲）	7回	10回

◎地域でできること

《市民》

- 自治会・町内会や老人クラブなどの地域の活動に参加する。
- 彩夏祭や地域の清掃活動などにボランティアとして参加する。
- 赤い羽根共同募金や災害時支援の募金活動に協力する。

《関係団体等》

- 地域団体の活動を通じて、専門的人材を育成していく。
- 活動団体同士の交流や連携を図る。
- 活動団体の担い手になりそうな人へ声をかけて勧誘する。

基本目標 3 安心して暮らしやすい地域づくり

誰もが安心して暮らせるまちを望んでいます。

平時から、地域住民同士でつながりを持つことは、今般の地震や風水害等の災害の状況を見ても、安否確認や避難のほか、犯罪の起こりにくい地域づくりなど、とても重要な役割を担います。

防災及び防犯の対策や支援について、充実が図られるよう取り組みます。

また、公共施設や歩道などの整備には、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

方向性 1 2 施設等の整備・充実

■現状と課題

市の公共施設で、近年新たに建設した施設や大規模改修を行った施設ではユニバーサルデザイン化やそれに伴うバリアフリー化が進んでいますが、既存の施設では、敷地や施設設備が狭小であるなどの理由からバリアフリー化が困難な場合もあります。

今後は、障害者差別解消法の観点からも、公共施設等におけるバリアフリー化を推進し、すべての人が安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

また、子どもから高齢者まで、様々な世代が交流する、地域に集まることができる活動スペースや活動拠点が整備される必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【あなたの身近な地域には、どのような課題があると思いますか】では、「(障害者)バリアフリー環境の整備」が44.1%で最も割合が高くなりました。

専門職アンケートの設問【地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

高齢者、障害のある人、車いすやベビーカー、杖を利用している人などが、施設等を利用しやすいよう、バリアフリー化が進むまちを目指すとともに、地域に暮らすすべての人が利用しやすい福祉サービスの拠点となる施設が充実するまちを目指します。

◎市の主な取組

①公共施設の修繕・改修 関係各課

地域福祉の活動拠点として、市民が安心・安全に公共施設を利用できるように、必要に応じて施設改修を行います。

②公共施設のバリアフリー化 財産管理課

公共施設の利用者が、長期間継続して、安心、安全、快適に使用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設計を行い、バリアフリー化を推進していきます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
バリアフリー化項目の整備数 (項目：点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレ、授乳室、自動ドア、音声ガイド用スピーカー、車いす用駐車場、和式トイレの洋式化、ローカウンター)	—	5増

◎社協の主な取組

①地域の人が集える拠点(場)づくり

地域住民が気軽に話ができる場所や、集える場所となる拠点について、空き家や空き店舗等の情報収集を行い、地域住民が気軽に利用しやすい場づくりについて活用可能か検討していきます。

②施設の点検・修繕

利用者が安心・安全に利用できるよう、社協が管理運営する施設の点検、修繕等を定期的に行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
点検施設数	21か所	21か所

◎地域でできること

《市民》

- ・ 施設を活用する。
- ・ 施設の利用基準等を守る。

《関係団体等》

- ・ 交流できる場所を情報提供する。

方向性 1 3 防災対策の充実

■現状と課題

市では、地域防災アドバイザーと協力し、自治会や町内会単位での自主防災組織の組織化を進めるとともに、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員や自治会・町内会などへ、台帳登録者の情報を提供しています。

また、防災フェアや小学校区での防災訓練等を実施し、防災に備える意識啓発や関係団体における日頃からの顔の見える関係づくりを図っています。

社協では、地域懇談会等において災害に備えた自助・互助の強化の重要性について啓発しています。

防災対策の充実を図るためには、自主防災組織の取組を支援するとともに、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「災害が起こったとき」が82.3%と最も高く、【地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためにはどのようなことが必要か】では、「地域での定期的な防災訓練」が41.3%と最も割合が高く、次いで「地域での自主防災組織づくり」が38.8%の割合でした。

また、【あなたが地域の自主防災組織に参加していない理由は何ですか】では、「仕事や家事で忙しい」が47.4%で最も割合が高く、次いで「行事・活動の情報が少ない」が35.7%の割合でした。

■目指す姿

災害時に安全・安心が確保できるよう、自主防災組織の活動や避難訓練など、日頃から地域で防災対策に取り組んでいくまちを目指します。

◎市の主な取組

①避難行動要支援者支援制度の推進(再掲) 障害福祉課・長寿はつらつ課・危機管理室

災害時における避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成します。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。

②防災意識の高揚 危機管理室

防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、子どもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。

③自主防災組織の結成促進 危機管理室

自主防災組織未結成の自治会に対し、地域防災アドバイザーと協力し、自主防災組織の必要性、活動内容を説明し、結成を促進します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
メール配信サービスへの登録者数	5,134人	10,000人

◎社協の主な取組

①災害ボランティア講座

実際の災害に備え、普段から地域住民同士が支え合う意識の醸成を図るため講座を開催します。また、災害ボランティアとして活動する人材を増やします。

②災害ボランティアセンター設置訓練の実施

台風や地震等の自然災害に備え、災害ボランティアセンターの設置訓練を実施します。社協職員だけではなく、地域住民も参加できる訓練を企画し実施することで、災害に備える意識を高めていきます。

③防災訓練の実施

社協が管理運営する施設において、火災や自然災害を想定した防災訓練を実施し、平時から災害に備えるとともに、施設利用者や地域住民に対して防災意識の啓発に努めます。

④小地域福祉活動における防災事業の相談支援

自治会・町内会やボランティア団体が行う防災関連事業に対し、出前講座の提供や相談支援を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
災害ボランティア講座	1回	1回
災害ボランティアセンター設置訓練	1回	1回
防災訓練の実施施設数	21か所	21か所

◎地域でできること

《市民》

- 日頃から防災への関心を持ち、市や地域で実施する防災訓練等に参加する。
- 地域の自主防災組織の活動に参加し、平時から顔の見える関係づくりに努める。
- 災害ボランティア講座で得た知識を家族や周りの住民に伝える。
- あらかじめ避難場所や避難所の場所を確認しておく。

《関係団体等》

- 地域のつながりを強化し、災害時等の見守り支援体制を築いていく。
- 防災訓練・避難訓練を実施する。

方向性 1 4 防犯対策・更生保護の推進

■現状と課題

市では、警察や関係機関と連携し、地域で発生した犯罪を掲載した防犯ニュースを配信するほか、青色防犯パトロールカーを運行するなど、地域の防犯活動に取り組んでいます。

また、悪質商法など消費生活に関するトラブル防止のため、消費生活の相談にも取り組んでいます。

このほか、更生保護活動を行う保護司会を支援し、犯罪をした者及び非行のあった少年の改善更生を助けるとともに、社会を明るくする運動を推進しています。

社協では、地域懇談会などを通じて、ご近所とのつながりや見守りが防犯にも有効であることを啓発しています。

今後も引き続き、地域の協力を得ながら防犯対策を進めていくとともに、再犯の防止等に対する取り組みが必要となります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「地域で事件や事故が起こったとき」が43.3%を占めており、専門職アンケートの設問【最近、地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「振り込め詐欺などの消費者被害の防止などの防犯活動」1.9%、「青少年の健全育成、犯罪や非行」1.9%、「過去に罪を犯した人への更生支援」1.9%の割合でした。

■目指す姿

防犯パトロールなど犯罪の起こりにくい環境づくりに地域で取り組むとともに、防犯情報の提供や周知、啓発に努め、防犯意識の高いまちを目指します。

◎市の主な取組

①保護司会の活動支援 福祉相談課

更生保護活動を行っている朝霞地区保護司会朝霞支部に対し補助金を交付する等の支援をすることにより、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び地域福祉の向上を図ります。

②更生保護サポートセンターの支援 福祉相談課

保護司の活動への支援や犯罪予防活動を行う拠点とする「朝霞地区更生保護サポートセンター」を総合福祉センター内に設置し、更生保護活動を支援します。

③社会を明るくする運動 福祉相談課

7月の「社会を明るくする運動」強調月間において、保護司を始めとする更生保護ボランティアと協力して更生保護に対する理解を深めていきます。

④再犯防止に関する広報活動の推進 福祉相談課

7月の再犯防止啓発月間において、広報紙、ホームページでの情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。

⑤ハローワーク等との連携 福祉相談課

ハローワークや就労支援センター等と連携し、非行少年や犯罪をした者等の就職及び就労の定着を図ります。

⑥住居確保給付金の支給 福祉相談課

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は喪失のおそれのある人からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

⑦生活困窮者等の学習支援(再掲) 福祉相談課

ひとり親世帯や生活保護世帯等の生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に、高校への進学及び中退の防止等を目指し、学習支援事業を実施します。

⑧防犯情報の発信 危機管理室

防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。

⑨防犯活動の推進 危機管理室

防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊やスクールガードによる地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。

⑩消費生活相談(再掲) 地域づくり支援課

消費者被害の未然防止・被害回復のため、消費生活相談員による相談を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
警備員による青色防犯パトロールカーの運行	週5回	週5回
市内における刑法犯認知件数	924件	831件

◎社協の主な取組

①子どもへの防犯教室の実施

社協が運営している児童施設において、防犯について分かりやすく学ぶ機会を提供します。

②住民の防犯への意識の啓発

住民に対して、朝霞警察署と社協の見守りネットワークの協定により提供される「地域防犯支援情報」を活用した情報提供を行います。また、地域の中で取り組んでいる防犯活動の事例を紹介・周知し、防犯意識を高める啓発を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
子どもへの防犯教室	6回	10回

◎地域でできること

《市民》

- ・ 自分たちの安全は自分たちで守るという意識を持ち、日頃から防犯に関する情報への関心を高める。
- ・ 地域の防犯活動に参加する。

《関係団体等》

- ・ 地域の防犯パトロールを行う。
- ・ 振り込め詐欺被害が出ないように、周知・啓発する。

方向性 15 外出・移動の支援

■現状と課題

障害のある人や高齢者など外出に困難を感じる人、また自宅付近に坂が多い、公共交通がないなどといった外出に困難な地域の人が出て、買い物、通院、通学、通勤などに不便が生じ、中には閉じこもる人がいて、健康を害する場合があります。

市では、市内循環バスに係る経費を一部負担し、市民の安全な移動と利便性の向上に努めてきました。すべての人が、支障なく外出できるよう、移動手段の確保や安全な移動環境の整備等、必要な支援を進めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【通勤や通学などの交通の便の満足度】では、「満足」及び「どちらかといえば満足」が62.1%の割合で、「不満」及び「どちらかといえば不満」が19.1%の割合でした。

若者アンケートの設問【朝霞市に住んで良かったこと】では、「交通の便が良い」が66.8%で最も割合が高くなりましたが、【朝霞市に住んでいて困ったこと(悪い点)は何ですか】では、「交通の便が悪い」が13.4%で3番目に高い割合でした。

■目指す姿

すべての市民が支障なく外出できるよう、公共交通をはじめとする移動手段と安全な移動環境の確保ができるまちを目指します。

◎市の主な取組

①重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助 障害福祉課

重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。

②高齢者バス・鉄道共通カードの給付 長寿はつらつ課

高齢者の外出支援を目的として、バス・鉄道共通カードの交付及び給付を行います。

③市内循環バス等の利便性向上 まちづくり推進課

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。

④自転車駐車場の整備 まちづくり推進課

自転車駐車場のキャンセル待ち対応、3人乗り自転車や大型化する車両への対策、施設の老朽化対策について検討していきます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード及び自動車燃料費(いずれか1つを選択)の重度心身障害者利用者数	2,398人	2,400人
高齢者バス・鉄道共通カード申請者数	14,664人	17,000人

◎社協の主な取組

①障害のある人や高齢者の外出支援

障害のある人や高齢者が安心して外出できるよう、住民参加型在宅福祉サービスにより支援します。

②車いすの貸出し

自立歩行が困難な障害のある人、高齢者等に一時的に車いすを貸し出します。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
車いすの貸出し	56件	60件

◎地域でできること

《市民》

- ・ 自転車を止める際には、放置自転車とならないよう適切な駐輪場所に駐車する。
- ・ 隣近所の支え合いにより、外出を支援する。

《関係団体等》

- ・ 移動サービスの情報を地域の中で共有する。
- ・ 公共交通等のバリアフリー化と利便性の向上に努める。

方向性 16 住まいの確保等への支援

■現状と課題

国では、平成29年に新たな住宅セーフティネット制度をスタートし、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、障害のある人等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されるなど、住宅確保要配慮者への支援を推進しています。

市では、住宅確保要配慮者に対する支援はまだ整備されていませんが、市営住宅50戸、高齢者住宅21戸を提供しています。今後は、住宅部局と福祉部局が連携して、住宅を自力で確保することが難しい高齢者、低所得者、障害のある人などに対しての支援体制を構築していきます。

また、現に居住する家の改修（居宅介護住宅改修等）に補助を行うなど、安心して住み続けられるような支援を行います。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【あなたの身近な地域には、どのような課題がありますか】では、「空き家の増加」16.5%、「居住に課題を抱える人への支援」6.3%の割合でした。

■目指す姿

居所の確保に困難を感じる人への支援を行うとともに、住まいの老朽化などで居所を失うことがないように、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちを目指します。

◎市の主な取組

①住居確保給付金の支給（再掲） 福祉相談課

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は喪失のおそれのある人からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

②高齢者への住宅支援 長寿はつらつ課

民間賃貸住宅の借上げにより、住宅の確保が困難な高齢者に対して住宅を提供していきます。また、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成をしていきます。

③住宅政策 開発建築課

住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
住居確保給付金の支給件数	3件	10件
住宅に関する相談件数	—	30件

◎社協の主な取組

①生活困窮者等への支援

住宅の確保が困難な人に対し、住居に関する必要経費の相談や課題の整理を行い、必要性に応じて埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等につなげる支援を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
住居に関する相談件数	13件	20件

◎地域でできること

《市民》

- ・ 困っている人がいたら、相談窓口を案内する。

《関係団体等》

- ・ 住みやすい住宅などの情報や課題を地域で共有する。
- ・ 住宅の斡旋や入居の受け入れに協力してもらうよう取り組む。